

延長保育料・一時預かり保育料について

1. 延長保育料

- 保育標準時間利用時間帯を超える利用【小規模保育事業A型・B型】
 - A・B階層 無料
 - C1階層～ 以下の料金
 - 最初の1時間 第1子3,000円/月 第2子以降1,500円/月
 - 上記以降の時間
事業者の定めによる
- 保育短時間利用時間帯を超える利用(合計11時間/日以内の場合)【小規模保育事業A型・B型、事業所内保育事業、家庭的保育事業・小規模保育事業C型】
 - A～C階層 無料
 - C6階層～ 以下の料金
 - 3歳未満児 第1子1,000円/月 第2子以降500円/月
 - ※利用時間が保育標準時間利用時間帯を超えた場合は、「保育標準時間利用時間帯を超える利用」に記載の料金。
 - ※第2子以降とは、本市内で現に運営している特定教育・保育施設及び特定地域型保育を利用している延長保育補助対象児童が同一世帯からが2人以上いたときの当該世帯の2子目以降の児童をいう。

2. 一時預かり事業

- 利用料
 - 3歳未満児 1日利用2,400円/回 半日利用1,200円/回
 - 3歳以上児 1日利用1,200円/回 半日利用600円/回
 - ただし、次の各号に定める該当する世帯は、減免し無料とする。
 - ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯
 - イ アの世帯を除き当該年度分(4月分から6月分までの利用料を決定する場合は、前年度分)の市町村民税非課税世帯及び所得税法(昭和22年法律第27号)による寡婦・寡夫控除が適用されないひとり親家庭で、かつ寡婦・寡夫控除が適用されたものとみなすことによつて、当該年度分(4月分から6月分までの利用料を決定する場合は、前年度分)市町村民税が非課税となる世帯
 - ※利用日の属する月の初日現在の満年齢により、一時預かり利用料の決定を行うものとする。
 - ※「半日利用」とは、開所時間から午後0時45分まで又は午後0時45分から閉所時間までのいずれかの時間内における利用をいう。
- 昼食代 昼食をとる場合 1日利用300円/回